

管理番号	各府県からの第1次回答		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
	各府県からの第1次回答	見解	補足資料	見解			補足資料
6	航空法第132条の3の規定において、公的機関等が機密・機微などのために無人航空機を飛行する場合には国土交通省の許可・承認が必要としているが、これは、人命又は物の保護の観点から必要性がある場合には、許可・承認に係る手続きを行政機関に委任し、特別として適用除外とするものである。公的機関であっても無人航空機による事故等を発生させていることを踏まえれば、いたずらに物の存在を拡大する上は不適切であり、制度上の必要性の点にも関わらず、許可・承認の手続きにおいて安全性を確保する必要がある。しかしながら、人口集中地等上空における飛行の許可・承認が必要な場合であっても、例えばあらかじめ決められた場所において訓練などの同様の飛行を行う場合には1年間の包括許可・承認を行った上で、操縦者以上の操縦者以上の飛行経験がなくて10時間以上の飛行経験を有した監督官の下で飛行を行った二等操縦者として許可・承認を行えば、安全性の確保に適切な対応が図れる。したがって、申請期間あたりに1回限りについては、個別に申請したければ現行制度下においても対応可能である。	訓練における許可・承認要件に關して、本市提案に対する回答(柔軟な対応)で申請を行えば、許可・承認が与えられることについては、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査項目」から柔軟に取ることが出来る。また、ホームページ等にも記載(公表)されていない。ヘルプデスクに問合せした際も、当該内容を明確に把握していない状況であり、許可・承認要件が不明確である。今後、許可・承認要件を明確にするとともに、事例をホームページ等で公表することにより、許可・承認要件の不明確さが多少は解消されると考えられる。また、提案内容に於いて四角をネット等で囲み、シロップ等は機械制御によりネットを超えて上空に飛出しにくい構造を行えば、飛行範囲を限定することは可能であり、かつ空で囲み込んでいた飛行範囲内に関係者以外の立ち入りがない、第三者への危害も考えにくい。当該提案による安全性、他航空機との衝突防止等の観点から、現時点で安全と見做すことができると考えられる。また、将来的には本提案内容の飛行に關して規制が緩和されるべきである。		【静岡県】柔軟な対応が実現可能とされているが、回答のような取扱いをしていないことを通知するなど、十分な周知を行うべきである。【全国知事会】所有者からの回答が「現行制度下においても対応可能」となっているが、回答のような取扱いをしていないことを通知するなど、十分な周知を行うべきである。【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。なお、所有者からの回答が「現行制度下においても対応可能」となっているが、十分な周知を行うべきである。			○人口集中地域の屋外であっても、四方や上部がネット等で囲われている場合は屋内とみなされ、航空法第132条(3)が適用可能となることを踏まえ、四方がネット等で囲われ、かつ飛行の高さや速度を制限する措置を講じている場合には、市町村等の行政主体の事務遂行上必要とされる訓練について、許可を必要とすべきではないか。○提案団体の提案の大半は人口集中地域であるため、許可を受けていない操縦者の訓練場所の確保が困難な状況にあること、提案団体に限らず、その他の自治体においても同様の問題を抱えていると考えられるため、公的機関による監督官訓練の円滑な実施を可能とする観点から、飛行禁止区域の許可のあり方を再見直しすべきではないか。○どのような条件下であれば10時間以上の飛行経験を満たなくても許可・承認を受けることが可能な場合について、これまで行っていた許可・承認の事例を踏まえて公表する等の策により、明確化していただきたい。
16	○道路法第13条第1項及び第2項に関する技術上の基準を定める省令第39条において、道路と鉄道との交差の方式は、原則、立体交差としなければならないとしていることであるが、例外として、道路の交通・鉄道との運用が図れない場合、地上や地下を又も確保し得る場合において、道路の構造と鉄道事業者との協議を踏まえて、立体交差しないこと(踏切の新設等)も可能とされている。○したがって、踏切新設時の既設踏切の構造について柔軟に対応することは、現行の制度下においても可能である。○一方で、第10次交通安全基本計画(閣議決定)においては、平成22年までに踏切事故件数を半減以上削減し、対前削減率50%以上達成することを、国策の完全な達成を目指し、地域住民の安全確保に資するべきである旨が示されていること、踏切の構造を改良していることである。踏切の数を減らしていくことは、交通安全の確保上、非常に重要なことであるが、こうした踏切削減の取組がもたらす上乗りの効果の適用を困難にしている可能性が認められることである。○このため、踏切、軌道において、踏切新設に關しての考え方を明確化し、現場の判断がしやすくなることを検討中である。○なお、今回、浜松市等から示された具体的な支援事例では、「踏切の拡張に係る指針」において踏切の縮小を推進していることから、法で規定しているものではないが、踏切を撤去する際には、別の箇所の踏切の撤去を求められている。上記記載があるが、同指針は既存の踏切のみに適用されるものであり、新設する踏切には適用されない。	○踏切の新設の考え方を明確にするに当たっては、踏切の撤去箇所との連立や地元住民との調和・考慮が必要な本市の事例を踏まえ、適切な調整が可能となるよう、必ず踏切の撤去を求めるとはせず、共同提案での支援事例により、既設踏切の撤去にも対応し、現場が柔軟に対応できるように早期に対応願いたい。○なお、検討に当たっては、地方自治体の意見や意見等、地域の事情も反映していただきたい。		【愛媛県】「踏切の新設に關して、考え方を明確化し、現場の判断がしやすくなることを検討中」とあるが、共同提案での支援事例により、既設踏切の撤去にも対応し、現場が柔軟に対応できるように早期に対応願いたい。○なお、検討に当たっては、地方自治体の意見や意見等、地域の事情も反映していただきたい。○踏切の新設と同様に既設踏切の縮小についても、地域の事情に応じ個別判断できる柔軟な対応となるような指針の運用に留意をお願いしたい。		【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。なお、所有者からの回答が「対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	
32	事業報告書は、国土交通大臣が、事業者の監督官の行政上の立場にも報告を求めるとのあり、事業者が一定の権限を有していることと見做す。事業者からの事業報告書を提出させることは、不適切な考えられる。また、複数の地方公共団体に関する事業者の場合、現行では一の地方公共団体に対して事業報告書を提出すれば足りるものの、既に、地方公共団体の求めた場合に当該地方公共団体を経由して提出されることと、事業者は、希望する複数の地方公共団体に事業報告書を提出しない場合は、事業者の事業負担の増大を招く。この場合には、同一の事業者報告書の複数の地方公共団体から国土交通省へ送達されることとなり、事務が煩雑化する。そのため、これらの点から不適切である。他方、今回の提案の本質は、「地域の交通の維持・健全化に必要な施策を行うため、実績情報を集約すること」と見做される。地域公共交通施策の目的に必要な情報を入手する観点からは、交通政策基本計画(第4次)が定める「交通政策推進計画」は、基本計画に基づき、その業務遂行に当たっては、当該業務に係る正確かつ適切な情報の提供に努めるものとするとの趣旨に基づき、事業者の同意の上、これを適切に活用することにより、幅広い情報の提供を受けることが可能である。以上より、事業者報告書の徴収事務の地方公共団体への移譲は適当ではなく、提案の本質である情報入手については現行制度により適切に対応すべきであると考える。	提案の趣旨は必要以上のとおりであり、本来であれば交通政策基本法第10条第2項の規定の趣旨に基づいて、事業者から任意の提出が行われることを見直し、変更がある。しかしながら、当該においても、事業者に対して情報提供に向けた調整を行っているものの、そもそも県内の事業者数が多く、調整情報の提供に当たって事業者が多く、現状では、資料整理と、資料提出と、また、提出を受けることは事実上困難と見做すを得ず、現状のままで本提案を行ってほしいものである。情報集約に対する所管官の御見解の中で、事業者報告書の提出について、郵送情報を經由する仕組みとすると事業者の負担が増大すること、監督官限の所在と事業者報告書の提出が対称関係にあること等について言及されているが、前記制度上、前記の趣旨が困難であるとすれば、所管官に一律に事業者報告等を提出する仕組みは変更せずに、「事業者報告等の行政官の監督権限の執行の目的のための情報とは別に、関与地方公共団体が連携して取得可能な地域公共交通施策の推進の目的の達成の観点から、必要なら事業者の同意に関する情報等について共有する仕組みを構築していただきたい。このように情報を構築することは、交通政策基本法第10条、第12条、地域公共交通活性化・再生法第4条に定められている。地方公共団体の責務や役割分担等の法の趣旨ももたないものであると考える。		【岩手県】提案団体の意見を十分に尊重されたい。もしくは、交通政策基本法第10条第2項の基本理念を提案団体に周知していただきたい。【岡山県】所有者からの回答が「現行制度により適切に対応可能」となっているが、提案団体では既に支援が実現していたため、交通政策基本法に基づいて提案団体が求める情報を地方公共団体に提供すること、交通政策基本法に基づいて、提案報告書の内容が地方公共団体へ漏れることと提供すべきである。		【全国知事会】多くの自治体から、地方公共団体の地域交通に関する調整機能を強化することの必要性について意見が示されている。○事業者が国に提出している事業報告書・実績報告書については、交通政策基本法(平成25年法律第22号)第9条、第10条及び第12条並びに「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成17年法律第97号)第4条の趣旨を踏まえ、地方公共団体の交通政策の施策及び業務に関する情報が含まれている場合には、希望する地方公共団体に当該情報を共有することを可能とする仕組みを構築していただきたい。【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○交通施策の策定及び実施のために地方公共団体が必要とする交通事業者に係る情報については、事業者報告書・実績報告書の提出によって国土交通省が保有している情報のうち公表している情報を公表しない情報、それ以外の国土交通省が保有していない情報について、それぞれ整理していただきたい。○事業者が国に提出している事業者報告書・実績報告書については、交通政策基本法(平成25年法律第22号)第9条、第10条及び第12条並びに「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成17年法律第97号)第4条の趣旨を踏まえ、地方公共団体の交通政策の施策及び業務に関する情報が含まれている場合には、希望する地方公共団体に当該情報を共有することを可能とする仕組みを構築していただきたい。○現行法下においては、地方公共団体において、事業者が直接情報提供を求めるとも限らず、その実態が存在すると踏まえ、交通施策の策定及び実施のために必要な情報を確保し取得できるように仕組みを構築すべきではないか。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
39	財産処分の制限規定は補助目的の完全な達成を確保するためのものであること。補助目的の達成の確保については、取組の進捗や財産処分の内容に応じて個別に判断する必要があるため、制度改正により統一的な基準を設けることは想定していない。緊急性がある案件については、適宜対応することとした。	「財産処分の制限規定は補助目的の完全な達成を確保するためのもの」点については理解できる。しかし、本提案は緊急時における一時的な対応を念頭に置いているものであることから、補助対象財産の機能等を損なうことは無いものと考えられている。このように、緊急時で、財産管理上支障がない場合は、包括承認としていただきたい。	--	--	--	【全国知事会】 所有権は個別に判断する必要があるとの回答であるが、大規模・広域・複合災害へ迅速な対応を図るため、統一的な基準の見直しを積極的に行っていくべきである。	
59	【警察庁】 警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管府庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行うてほしい。 なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管府庁において簡便な法令ごとの必要性を判断すべきであり、必要性があると思われるものから可能な限り段階的に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管府庁である中小企業庁において暴力団排除条項の調査が検討されるべきである。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】 現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局から提供されていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。	意見によっては、刑事事件等を起こした違法がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条項の制定等により暴力団の排除のための全国的に浸透している中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。 また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。	--	--	--	【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
73	国土利用計画法第23条に基づき届出内容については、同法に基づいて都道府県知事が行う注視区域等の指定の判断材料となるため、都道府県においても把握していることが必要である。今回、各都道府県に届出内容の届出が市町村に伝達されることにより、たまたま同法施行規則第20条第1項に規定されている、正本及び副本の届出が必要となるものではない。今後、原本の取扱い等を都道府県に審明し、情報が共有される方法について検討することにより、可能な取組負担の軽減について検討してまいりたい。	現在、国土利用計画法第23条に基づき届出については、届出件数及び内容を都道府県から国土交通省へ報告する必要がある(平成12年4月3日付「12国土第141号」12国土第141号、土地活用調整課(土地活用課)を参照)。そのため、本県では情報提供が市町村から事後届出届内容書及び土地売買等届出書の写しを電子メール等により提出される仕組みとしており、副本及びその添付書類がなくとも、都道府県知事が行う注視区域等の指定の判断等に支障が生じることはない。 このように、情報提供された市町村との間で、届出内容等について情報共有することは可能であることから、事務処理上並用されない届出およびその添付書類の提出義務を速やかに廃止し、届出者及び市町村の事務負担の軽減を図るべきである。	--	--	【一宮市】 現在、国土利用計画法第23条1項に基づき届出については、要知照へ事後届出届内容書及び土地売買等届出書の写しを電子メール等で行われており、要知照届出内容の届出届内容書の副本及びその添付書類の提出にいらなくても可能である。このため、副本及びその添付書類の提出義務廃止によって県知事が行う注視区域等の指定の判断等へ支障が生じる恐れはないと考える。 このように、届出内容等については要知照と市町村で情報共有がなされていることから、事務処理上並用されない届出およびその添付書類の提出義務を廃止することにより、届出者及び市町村の事務負担の軽減を図りたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
75	地域間幹線系統確保維持費補助金に係る生活交通確保維持費改訂計画は、地域公共交通確保維持費改訂事業費補助金交付要綱第7条より、同交付金の事業内容を記載することとしている。 これは、地域間幹線系統確保維持費補助金を含む地域公共交通確保維持費事業が、地域公共交通の持続的発展に資している地域において地域の特性や需要に合わせた交通手段を確保・維持することを目的として実施される事業であり、この事業の実施計画となる生活交通確保維持費改訂計画において、地域公共交通を確保・維持するための定量的な目標・効果等が適切に計画されているかを判断する上で、複数年度の事業内容で確認が必要であることから記載を求めているものである。 しかし、いたが、支障事例のような、運行形態に変更がなく、曜日の違いから生じる微妙な差額等、地域公共交通を確保・維持するための定量的な目標・効果等が適切に計画されているかを判断する上で影響が無いと考えられるものについては、記載事項の簡略化について検討して参りたい。	記載事項の簡略化の検討に際しては、2・3年目の維持事業に要する額の記載の省略による経常的な影響を懸念している。また、検討のスケジュールをお示しいただきたい。	--	--	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
76	生活交通確保維持改善計画の変更については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条による事前の変更認可が定められている。当該変更認可の申請期間については、交付要綱上の定めはないが、必要な事務処理期間として、変更適用日の1ヶ月前の申請を要請している。 一方、定額事例のように1ヶ月前に変更内容が確定しない等、やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ相談頂き、1ヶ月前の申請についても柔軟に対応しているところ。			12月以内の申請についても柔軟に対応しているところがあるが、本県の事例に限らず、12月以内の変更認可に向けた対応を行うことが困難な事例は全国的にも想定されるため、周知を徹底していただきたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
108	【国土交通省】 ○建築基準法第51条において、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等は、都市計画においてその敷地の用途が決定しているものでなければ、新築、又は増築してはならないこととされている。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可した場合又は政令で定める種類の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでないとしてゐる。 ○建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、周辺の環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要とするところであり、この種別を定める点についてはその敷地の位置や都市計画上を個別の事例に応じた判断を必要とするが、特定行政庁(富山県内であれば富山県)の許可により対応することが適切であると考えている。 【環境省】 ○建築基準法施行令第130条の2の3第1項第3号において、周辺の環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要とするところであり、この種別を定める点についてはその敷地の位置や都市計画上を個別の事例に応じた判断を必要とするが、特定行政庁(富山県内であれば富山県)の許可により対応することが適切であると考えている。			○接岸向上に伴い種別種の環境性能が向上(騒音・振動の軽減)している中で、周辺の環境に影響を与えない施設の規模として、一般に騒音能力が1日1トン以下として定められている合理的な範囲は否にかお承知いただきたい。 ○周辺の環境に影響を与えない一定の小規模な産業廃棄物処理施設については、都市計画決定等を不要とするところがあるが、廃プラスチック等の燃焼施設はそもそも大きく又はが燃焼施設の種別施設よりも周囲に与える影響は小さいうえ、本県では、燃焼後の廃棄物・処理物の飛散防止のため屋内積置を徹底しており、意外に騒音や水質又はがれ等の種別施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなる傾向に感じている。 ○また、中国や東南アジア諸国が廃プラスチック類の輸入を制限し、国内での廃プラスチックの処理、とりわけリサイクルによる処理が必要となるなど、社会経済情勢が変化していることから、1日1トン以下とする合理的な理由がないのであれば、周辺の環境に影響を及ぼさない認められる範囲で、種類の要件を再検討すべきと考える。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
118	都市計画区域の区域を縮小する都市計画の変更については、計画上の機能を満足するために必要なものとして決定した区域を縮小することで、都市計画施設の機能の低下につながる可能性が考えられることから、経易な変更の対象としていないものである。 一、提案内容の、一帯計画の交差部における敷地の止揚については、接続する市町村道の都市計画を廃止する場合、交通計画上の影響等についても検討する必要があると考えている。 この影響や対応策について検討を行うためにも、当該制度によって都道府県より協議を受ける必要があると考えているため、提案内容を経易な変更とすることは事例の詳細を踏まえて後継者を行う。 なお、都市計画法第18条第3項の規定に基づき協議については、当該手続の迅速化を図るため、標準的な処理期間(事前協議の日、本協議の日)を定めている。提案内容に含まれる具体事例についても、この日数内に処理を行っている。			「計画上の機能を満足するために必要なものとして決定した区域を縮小することで、都市計画施設の機能の低下につながる可能性が考えられることから、経易な変更の対象としていない」とのことですが、本事例は、接続する市町村道の止揚に伴い、併せて必要範囲より廃止し、周辺の地形を考慮したためであることから、都市計画施設の機能の低下につながる機能は少ないと考えられます。また、そもそも接続する市町村道の都市計画道の廃止は、国道に将来流入する交通量が大幅に減少するものであり、閉鎖は止揚するのと同じく、都市交通計画上の影響を軽減する必要があると考えます。 国土交通大臣との協議を行う場合は、協議に係る手続、調整等の事務負担が発生するため、本事例のよう、都市計画上の影響が小さいものについては、当該手続の対象としないようにしていただきたい。		【全国知事会】 同意を要する協議は必要最小限とすべきであり、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
119	【内閣府】 地方創生推進基金交付金による汚水処理施設の整備は、各府県内閣府から各々に申し替え、各地方公共団体に交付し実施されるものであり、財産処分承認手続等については、内閣府の規定ではなく、各府の規定に基づき、各府が行っていること。 なお、地域再生法第15条(6)は、補助金を交付する際に利用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の減少し減少している補助金等交付財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素化することとし、認定地域再生計画に基づき補助金等交付財産の転用を行う場合には、当該転用計画の認定を受けたことと併せて補助金等認定に該当する各府の長の承認を受けたものとみなすこととしており、その際、補助金相当額の返還納付を原則として求めないこととしていること。 【農林水産省】 「補助金等により取得し、又は効用の増大した財産処分承認の承認案件について」(平成20年6月22日付付録第3号)の別添第3において、認定地域再生計画に基づき補助金等交付財産の転用を行う際には、当該地方公共団体が当該事業に係る社会経済が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分承認であることと併せて、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については返還納付に関する条件を付すこととしていること、これに該当する返還納付を必ず財産処分承認することが可能となつていないこと。 また、(環境省)「経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施設に限り、当該地方公共団体が当該事業に係る社会経済が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分承認であることと併せて、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については返還納付に関する条件を付すこととしていること、これに該当する返還納付を必ず財産処分承認することが可能となつていないこと、本提案のよう人口減少社会を見据えた効率化を前提とした汚水処理施設の統合が考えられると明確化していただきたい。			【農林水産省】「地域再生法第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。」としており、この場合、10年未満の施設であっても補助金の返還財産処分可能となつていないものですが、地域再生計画に認定された地方創生汚水処理施設整備交付金を活用し整備や補修した農業集落排水統合システムは、認定基準に「長年集落排水を維持し認定を受けたことと併せて、農水省財産処分承認基準第15条第8項に該当するが明確化していただきたい。 また、(環境省)「経過年数が10年未満の施設であっても、「市町村合併、地域再生等の施設に限り、当該地方公共団体が当該事業に係る社会経済が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分承認であることと併せて、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの」については返還納付に関する条件を付すこととしていること、これに該当する返還納付を必ず財産処分承認することが可能となつていないこと、本提案のよう人口減少社会を見据えた効率化を前提とした汚水処理施設の統合が考えられると明確化していただきたい。		【全国知事会】 所管府県から現行制度により対応可能という趣旨の回答があったが、提案団体が求めている事例につき、財産処分承認が認められることについて明確にし、地方公共団体に周知を図るべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。	

国土交通省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府所	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
120	B 地方に対する 規制緩和	土木・建築	建築士審査会の委員 任期の条例委任	建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により定められているが、地域の事情に応じて柔軟に対応できるよう、条例に委任すること。	建築士審査会委員の任期については、建築士法第30条第1項により全国一律に2年と定められている。しかし、実際には、2年を超えて再任される委員が多く、当県では過去23年で、27人中25人が2年を超えて再任されている状況である。一方で、議員の人材不足で他業種に転出されているなど、短期間に改選率が高くなり、事務負担となっている。地方の事情に応じた審査会運営が可能なよう見直しを求める。	委員任期を条例委任することで、地方の事情に応じた審査会運営が可能となる。	建築士法第30条第1項	国土交通省	群馬県、茨城県、栃木県	-	鳥取県	-
129	B 地方に対する 規制緩和	運輸・交通	自家用有償旅客運送 による貨客混載の許可 基準の緩和	自家用有償旅客運送による道路 地域等における少量貨物の有償 運送について、地域公共交通会 議等で協議が図られた場合には、 道路運送法第76条第3号に基づ き、許可なく少量貨物運送を実施す ることがあることとする。自家用 有償旅客運送による道路地域等 における少量貨物の有償運送に 係る道路運送法第76条第3号に 基づき許可を受ける際に必要な、 地域の貨物自動車運送事業者の 同意を得たこととする。自家用有 償旅客運送による少量貨物有償 運送の要件・手続を緩和する。	一般乗合旅客自動車運送事業による350kg未満の貨客混載は道路運送法第76条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送による貨客混載を行う場合には、「自家用有償旅客運送者による道路地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第76条第3号に基づき許可される限り限られていること(国自第412号国自貨第172号平成28年3月31日)」に基づき許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車事業者による当該地域内の住民に対する貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域に限られることとし、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。 現在、鳥取県日野郡日野町において、バス事業の生産性向上のため日野町営バスを営用した貨客混載の実地を検討しているが、実際に当たっては、鳥取運輸支局長から地域の状況が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野町内34社(一般貨物自動車運送事業13社、軽貨物自動車運送事業21社)それぞれから支障がないかについて確認する必要がある。当該事業者がなかなか進まない。	地方自治体等が運営している乗合バスは、高齢者の重要な移動手段となっているが、非営業により存続が困難となっており、貨客混載による新たな収益の確保により、当該路線の維持・存続に繋がる。	道路運送法 自家用有償旅客運送者による道路地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第76条第3号に基づき許可に関する取り扱いは、(国自第412号国自貨第172号平成28年3月31日)	国土交通省	鳥取県、京都府、京都府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県	-	愛媛県	〇路線バスは、350kg以下の少量貨物を許可なしで運搬できることから、自家用有償旅客運送を行う自治体からは、許可なしでの高産物といった少量貨物輸送といった規制緩和を求めている。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
120	<p>○提案団体以外からの多くの都道府県におけるニーズの有無や、具体的支援事例の経緯、各都道府県への影響の有無等も十分に調査し、当該制度の総論を踏まえた上で、改正をする上で立法事実とするとともに具体的なニーズの存在が立証されない限りは、提案に応じることとはできない。</p> <p>○なお、健全な選挙に支障を及ぼさない限りについては、過去の分償一括法で改正を行い、条例に委任することとしたものの、その結果として自治ニーズがなく、むしろ大卒の自治体には無用な条例改正の負担を負ったことは既に明らかになっていることであり、このことも十分に勘案する必要がある。</p>	<p>現行制度では任期が2年と法定されており、地方が自主的に任期を定める余地すら認められていない状況です。委員の任期について、法律に規定しなければならない明確な理由をお示しください。</p> <p>○健全な選挙の委員の任期についても、現時点では2年以外としても地方公共団体が少なかったとしても、条例で規定し、必要に応じて地方が自主的に任期を定めることができることには意義があると考えています。</p> <p>○都道府県における条例制定の負担を考慮するのであれば、本来としては、一律に条例委任を求める方法ではなく、2年以外の任期の法定を希望する都道府県が、必要に応じて条例制定し、任期を法定できるようにする方法も考えられ、2年以外の任期を希望しない都道府県が新たに条例制定する必要がないのであれば、大卒の自治体・無用な条例制定の負担を負わねばならず、地方の自主性・自立性を高めることができるのではないかと考えます。</p>	-	-	<p>【全国知事会】</p> <p>提案者の前提は、具体的なニーズが立証されない限り提案に応じることとはできないことであることと法定されなければならない理由を述べられている。国が地方に委ねることによる支障を立証・説明すべきである。</p> <p>○委員の構成・数・任期・選任手続等については原則として地方公共団体が条例で定めることとする地方分権集計法を踏まえて、現行について十分な検討を要する。</p> <p>○法令で定められた任期とするか否かについては、地方公共団体の判断に任じ決定すること可能とする一方で地方の自主性・自立性を高めることが地方分権の趣旨であり、提案者の委員任期の条例委任に關して、「その結果としてほぼニーズがなく、むしろ大卒の自治体に無用な条例改正の負担を負わせた」という指摘は当たらない。都道府県議会・選挙委員の委員の任期についても、都道府県の判断により任期を法定できるように条例委任すべきではない。</p> <p>○任期の変更を希望しない都道府県における条例制定の負担を考慮するのであれば、希望する都道府県のみ条例を制定して任期を改正できるようにする措置の法を定めるべきではない。</p>		
129	<p>他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となっている。自家用有償旅客運送による有償での貨物運送についても、上記の観点から原則として認めず、地域の既存の貨物自動車運送事業者のみにとっては当該地域の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保の困難であるなど公共の福祉を確保するためやむを得ない場合に限り、許可を受けた場合に限って認める。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とするには困難がある。</p> <p>また、地域公共交通支援については、旅客の利便の増進を図る観点から旅客自動車運送事業者等により構成することとされており、貨物自動車運送事業に関するものとはなっていないこと。</p>	<p>○一般乗合旅客自動車運送事業者(以下乗り合いバス事業者)にも6350kg未満の貨物運送は、運送運送法第2条により許可の再検討を促すことになり得ることが認められている。自家用有償旅客運送の運転資格は、乗り合いバス事業者のように二種免許の取得が必要とはなっていないものの、国土交通大臣が認定した運送事業者間の協力が確保されておらず、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がない場合に限って認める。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とするには困難がある。</p> <p>○また、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを確認する必要があることとされており、貨物運送事業者の同意は直接関係ないため不審にはならないと考える。</p> <p>○地方におけるバス路線は人口減少・モータリゼーションの進展により多くは赤字路線となっており、その維持確保が喫緊の課題となっている。バスによる貨物運送は、赤字路線での新たな収入源として期待されており、これにより路線の維持が図れるため、貨物運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため」という道路運送法施行規則第9条の2に規定される地域公共交通支援の設置目的に十分配慮する。そのような地域の事情により、地域公共交通支援の運営上必要と認められる場合、積極的に貨物運送事業者を加えることができるため、そのうち少なくとも、自家用有償旅客運送による少量貨物の運送が必要と判断された場合には、許可等不要で少量貨物の運送を奨励してもよいのではないかと考える。</p>	【仮議案】	<p>貨物バス(一般乗合旅客自動車運送事業)の廃止により、市町が運営する自家用有償旅客運送のコミュニティバス等がその代替交通機関として重要な役割を担っている。これら交通手段の維持や地域活性化のために、空きスペースに一次産品や生活物資の有償輸送等も活用事例の一つとして創られる。</p> <p>これらの輸送を容易に行うことができるよう、地域にとって使い勝手な制度に改正すべきであり、許可して少量貨物が輸送可能な路線バスと区別して取り扱うべきではないと考える。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>自家用有償旅客運送については、その活用が本業期待される範囲に比べて著しく限定されていることから、提案団体の提案に沿って、地域の事情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を創設すべきである。また、そもそも自家用有償旅客運送を行える地域は交通不便地であることを踏まえ、改めて許可や合意を必要とすることの妥当性について検討すべき。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○自家用有償旅客運送については、一般乗合旅客自動車運送事業者については許可なく少量貨物運送が認められていること。自家用有償旅客運送が貨物運送のみに限定し変更されたとしても、実際として一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運行している場合が多いことを踏まえ、少量貨物運送に係る許可を不要とするべきではない。</p> <p>○「輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要」とのことだが、国土交通大臣の認定した地域公共交通支援計画に定められた地域公共交通支援事業に係る自家用有償旅客運送を行う際は、許可等不要で少量貨物運送を行うことが可能となっている。地域公共交通支援事業(第9条の2第2項)とどうあり、その他の自家用有償旅客運送を行う者については、許可を要することが可能ではないか。</p> <p>○「地域公共交通支援について(注)貨物自動車運送事業に関するものとはなっていない」とのことだが、地域の事情に応じて、構成員に貨物事業者等を加えることも可能であり、自家用有償旅客運送による少量貨物運送について議論することが可能ではないか。</p>	

国土交通省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
143	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国土交通省が6年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率化や調査を受ける法人の立派を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、統計法第16条及び統計法施行令第4条に基づき、以下の区分で事務を行うこととなっている。 【都道府県】 本府が都道府県内にとまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促(2回目・3回目)、督促票の送付・受付(作成票)、データ入力 【国土交通省】 本府が全国範囲で「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務	統計法第16条及び統計法施行令第4条	国土交通省	鳥取県	-	北海道、青森県、福井県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会	<p>○法人の種類によって、調査の委託・審査が都道府県に分かれていることから、国は都道府県、特に都道府県に事務が集中している国を一括して調査すれば、都道府県への依頼、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等を省削することができ、業務の効率化が図れる。</p> <p>国が一括して調査することによって、調査を受ける国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。</p> <p>当該国の場合、詳細な実情が当該国となっていることから、専任の事務担当者が必要な小規模の建築法人から様々な民間が当該国に寄せられるが、国へ改めて質問していた場合、当該国から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。</p> <p>○都道府県事務は、専任調査(都道府県内の会社法人以外の法人を調査)のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。</p> <p>【効果】 事務手続きおよび経費の効率化</p> <p>【支援事例】 5年に1度実施される調査であり、国では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でない。調査担当員の業務負担が大きい県の本来業務に支障が生じかねない。</p> <p>調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱が招かれかねない。</p> <p>国が一括して調査する場面に比べ、経費及び業務負担が低効率である。例えば、調査票は調査者が別途一調査対象法人一県一再委託先(民間事業者)一国交省という流れで送られるが、都道府県から送られる調査票が減少し、国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調査に時間がかかり委託費の確保が難しくなったため、県から民間事業者への委託の増加が懸念されている。</p> <p>○国は「会社以外の法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も国が一括で外部委託すれば、専任の調査員及び経費削減を期待することができる。一方で、業務遂行のため、非常勤職員を雇用し対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦勞するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。</p> <p>「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられ、調査票の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したがる合理的な理由も存在しない。</p> <p>調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するが、調査を受ける法人として調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。</p> <p>○【支援事例】 1) 都道府県への法定受託事務としての理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である 2) 国から都道府県への委託費について、再委託が認められているもの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。 3) 調査内で国と都道府県で事務分組が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。</p> <p>【上記の具体例】 1) 国が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、当該年度で、この作業領域の非常勤職員を短期間で雇用したが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦勞が生じている。 2) この調査に必要なとなる職員の作業手順経費や説明会の旅費等どうしても必要な経費もあるが、それらは都道府県で負担することになる。 3) 督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。</p>

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
143	<p>平成5年の第1回調査から業務の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る業務としては、会社以外の法人に係る寄附調査、調査票の回収及び回答業務について、統計法第16条及び同法施行令第4条に基づき、法定受託事務として実施することとしている。</p> <p>平成30年調査における都道府県委託業務は、平成26年調査時に最も負担が大きかった経理業務(回収した調査票の記載内容(対する関係)業務)を担うこととし、また、平成30年調査の企画・設計段階では、第1回から第3回までの得票をすべて都道府県において実施する予定だったが、事務負担を軽減すべく第1回の寄附票上送業務が実施することとした。</p> <p>事務分組の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられるが、次回調査に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ、県立文庫会や他及び外組に担った学識経験者等から成る研究会(平成5年調査から毎年開催)において、都道府県の関与の在り方について検討する。</p>		<p>○「調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要」との理由に関して、平成30年土地基本調査に関する研究会(第1～3回)議事録等によれば、調査業務へ都道府県を関与させる以外の回収確保のための方法が積極的に検討・議論されている様子はない。平成28年調査に向けては、都道府県の関与ありきで検討を行うのではなく、まず、国が行う段階では回収率が低い項目を抽出し、都道府県の関与がなくても回収率を確保できる仕組みづくりをこの研究会で検討した上で、統計法等関係法令での位置づけも含めた調査方法等の基本的な整理し、新制度をめぐる運用の観点から検討したうえで進めていく。</p> <p>○「学識経験者等から成る研究会において、都道府県の関与の在り方について検討する」とするとの回答について、これまでの土地基本調査に関する研究会での検討状況も踏まえ、具体的な目標を明らかにしたうえで、次回調査に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえたことであるが、検討を先延ばしにせずとも過去の調査結果を踏まえて検討をすみやかに開始していただきたい。</p>		<p>【告知事項】 調査票の回収時における国と県の実行の事務分組は、調査対象が会社法人であるか等によって区分けされているだけであり、これらを変更することで回収率が下がるとは考え難い。都道府県の関与の在り方について、引き続き検討されることであるが、法人・土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要が十分にあるものの、従来の国主導に偏った都道府県事務の見直しをしていただきたい。</p> <p>【留意事項】 調査対象約49万人のうち、国が約34万人(会社法人)、都道府県が約15万人(宗教法人、学校法人等)を所管している。調査のフロー等は、いずれの法人もほぼ同一であり、国が一括して行う方が効率的である。事務分組の変更により、法人(会社法人以外)によっては、調査票の回答先が都道府県から国に変わる。しかしながら、このことが個票ごとの回収率に影響を与えたりは考えられない。経費照会及び1回目の督促が実施することとしても、一連の業務を行う準備は必要であり、都道府県が行う事務負担は変わらない。</p>			

国土交通省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団休名	その他 (特記事項)	< 追加共同提案団体及び当該団体等から承認された支援事例(主なもの) >	
	区分	分野									団休名	支援事例
153	B 地方に対する 規制緩和	消防・防災・安全	公共土木施設災害復旧事業において、事業費決定の基礎となる設計を要する場合、主務大臣に協議し、同意を得る必要があるが、一定の要件を満たす場合は「経断的な変更」と見なされ協議が不要となる。当該要件は、「事業費の変更額が当初予算額の3割以内で、かつ、1,000万円以下」となっている。このうち、「1,000万円以下」の金額要件を緩和すること。	【制度概要】 遠路40の路線、河川など公共土木施設に関する災害復旧事業で地方公共団体が施行するものについて、国はその事業費の一部を負担する。国は、国土審判を申請する場合は災害復旧事業の設計を委託した主務大臣に申請しなければならない。また、目的の変更がある場合は、「経断的な変更」と見なされ協議が不要となるが、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。なお経断的な変更とは、事業費の変更額が当初予算額の3割以内で、かつ、1,000万円以下のもので、協議等の訂正に係る変更や、仮設工の変更など工法に変更がないものを指す。 【支援事例】 事業費が総額となる工事においては、事業費がわずかに1〜2%変動しただけで変更額が1,000万円以上となる。そのため、河川堤防(ブロック積工)の復旧延長の延伸という単純な工法であっても、事業費が総額となる場合は、変更協議が必要になる。また、変更協議にあたっては22種類の様式、合計50〜40枚程度の資料を添付する必要があるが地方自治体には辛い負担が生じるほか、協議等に約3ヶ月程度を要するため着工が遅れる。 ※県(本庁所管)と申請者(県(建設事務所)、市町村)の事前協議:1か月(本庁)と県(本庁所管)の協議:2か月	自治体担当者や樹大企業家協議資料を作成する努力、費用(超過勤務手当)が削減できるほか、迅速に災害復旧工事を実施できる。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第38条、第7条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第8条、第1条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第2条	国土交通省	長野県	-	北海道、福島県、栃木県、愛知県、鳥取県、香川県、山口県、熊本県、大分県	○熊本地震では、これまでの災害に比して復旧事業費が高額となる事例が多く、提案事例と同様のケースが生じた。 また、本市が中央実行に対し遠隔地に存在していることもあり、協議のために赴く時間や費用もかなり無意味かつ膨らみ、メール等を用いた事務的なやり取りを可能とすることで、迅速、情報の伝達改善、協議の円滑化に繋がると期待されている。 ○本県においても長野県と同様に事業費が高額となる工事においては、1,000万円以上の案件が複数、急ぎで協議による事業費の増や工事着手の遅延等により、被災施設の早期復旧の支障となる。 一方、東日本大震災等で被災した公共土木施設に関する災害復旧事業においては、「経断的な変更」として工事費の増減額が決定工事費の3割以内で、かつ、1,000万円以下に拡大されており、この有効性を確認しているところである。 このため、この制度要件緩和の対象事業範囲を拡大することが被災施設の早期復旧に有効であると考える。 ○大規模災害等においては、復旧工事も数多く発生し、上乗せ金額が膨らむことにより、自治体担当者の大変な業務負担が生じ、負担(超過勤務手当)が増えるほか、迅速に災害復旧工事を実施できる。 ○本県に於いては協議緩和によるメリットが、前述かつ地震が懸念されており、大規模地震時の事業費の低減は大きな課題である。現在、大規模災害時の査定方針では、査定額の効率化を求めているが、同様に実施時の効率化も検討したい。 ○本県では、当該制度が熊本県東北市による公共土木施設災害復旧事業で、再取扱いにおいて59箇所(のほ)のうち31箇所において設計変更を実施した。 設計変更は31箇所内、1,000万円を超える工事費の増減が理由で実施したものが7箇所(22%)であった。 ○各種要件の緩和が実施されれば、事務負担の軽減等が認められる。 ○制度の変更として求められる工事費の増加が、いわゆる急ぎな案件の場合でも高額な事業費の場合は変更額が1,000万円以上となる。 ○制度の緩和が実現すると、協議が約3ヶ月以上必要となる工事着手が遅れられない等が被災施設の早期復旧の観点から好ましく無い。	
159	B 地方に対する 規制緩和	土木・建築	すでに道路としての機能・形を失った市道(市道認定)で、道路機能を確保する敷地等が供用停止又は区域変更により不利用となつた場合の管理期間について、 ・沿道住民等の利害関係者に対して協議の同意取得が完了している場合 ・売却等の処分方針が明確になっている場合は、地方公共団体の判断で管理期間を設けないことできるようにしてほしい。	【現状】 本市では、市道として認定しているが、過去に田舎へ戻る道路(農業・観光)の通行可能な幅員は狭いとして機能していないもの、開発や区域調整、道路整備事業により機能の通行が可能な道路ができたため通行しなくなり、供用停止の機能・形を失った市道が多数存在する。 こうした市道について私下げの運用があった場合、当該市道が不利用道路数と見なされ、他の目的で使用する予定がない場合は、沿道住民等利害関係者の協議の同意取得を条件に私下げが可能となるが、その後の、後述の同意取得が完了後に市議会等で議決の議決を経て告示を行っている。市から2ヶ月間の管理期間(道路法施行令第38条)経過後私下げを行っている。 【支援事例】 ○管理期間があるために、土地の有効活用にかかる時間が長く、事業者の負担が増え、土地利用や経済活動の妨げになっている。 このため、すでに建設しての機能・形を失っている市道で、沿道住民等利害関係者に対して協議の同意取得が完了しており、売却等の処分方針が明確になっている場合には、地方公共団体の判断で管理期間を設けないこととできるようにしてほしい。 なお、実務上は沿道住民等を含め関係者に向けての調整が完了してから市議会等で議決の議決、告示を行っていること。すでに道路としての機能・形を失っており一般通行人の便益を考慮する必要が生じることが認められ、管理期間の必要性は乏しいと考えられる。	道路として不利用となつた土地の早期有効活用(民間への私下げ促進)を促進することができ、民間による土地利用の活性化(経済活性化、人口増対策)に繋がる。	道路法第92条第1項 道路法施行令第38条	国土交通省	神戸市	-	福井県、千葉県、香川県、福岡県、山形県、宮城県、茨城県、岩手県、宮崎県、鹿児島県、徳島県、高知県、香川県、山口県、熊本県、大分県	○本市においても、自動車運行ができないほど職員が狭い道も多かったが、年間1、2回程度の市道用途変更申請が提出されている。 通常の用途変更申請より、私下げほどで2、3か月ほどで完了し、市道用途変更申請は、議決案の立案、後述管理期間の2か月間があるが、私下げまで市民は納得することができると考えている。 申請者にとって大きな負担となっている現状であるが、路線によっては、用途変更を受け付けないが、市有地の売買や運送が完了し、所有者が開発業者に移れば、申請が容易、土地の有効活用が促進し、民間事業者による市道の修繕にも繋がる。 ○特に支障を生じていないが、本提案は公有地所有の土地の有効活用促進の効果は有効である。事務負担の軽減にもつながると考える。 ○本県では、道路として機能形を失っている市道が約1,000箇所存在している。そのなかには、国有地の敷地の一部として一体的利用されている市道もある。 こうした市道については、売却しやすくなる場合、道路用途変更申請を必要とせず、他の行政目的で使用する予定がない場合、地権者等利害関係者の協議の同意取得を条件に売却が可能な運用を希望している。その後、後述の同意取得を協議、市議会にて議決の議決を経て告示を行い、市から2ヶ月間の管理期間(道路法施行令第38条)経過後、売却を行っている。 ○市道として管理期間があることにより、土地の有効活用にかかる時間が長くなり、地権者等からたびたび苦情をいただくケースがあり、特に管理期間中に協議の進捗化により売却が困難なケースもある。 実務上は、沿道住民等を含め関係者に向けての調整が完了してから市議会へ議決の議決、告示を行っていること。既に道路としての機能形を失っており一般通行人の便益を考慮する必要があるが生じることが認められ、管理期間の必要性は乏しいと認められる。 ○URの高速化・複線化第二期事業において、通行に支障のない範囲で市道の一部を西日本旅客鉄道株式会社に譲渡したが、2ヶ月間の管理期間のために、工事に着手出来なかつた。 ○自治体の補助をともなう公共性の高い事業で、かつ、通行に支障がない範囲での供用停止についても、道路管理者の判断で管理期間を設けないことができることとされたい。	
185	B 地方に対する 規制緩和	運輸・交通	地域間幹線系統確保・生活交通確保補償金交付の申請の手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。	【現状】 地域間幹線系統確保・生活交通確保補償金交付の交付は、地域公共交通の確保・維持・促進のために、都道府県、市町村、交通事業者が公共交通の整備・改善等を行うための協議を前提として、地域・特性・状況に応じた最適な移動手段の選択などの取組を内容とする「生活交通確保補償金交付計画」策定を必要としている。 国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間(10月1日〜9月30日)前に計画認定、補助対象期間開始、交通事業者が計画認定案を提出することにより、補助対象期間開始日に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものとなっている。しかし、平成29年度分(H27.10〜H28.3.30)は平成28年3月下旬、平成29年度分(H28.10〜H29.3.30)は平成28年6月下旬、平成30年度分(H29.10〜H30.3.30)は5月23日時点で認定前と、補助対象期間の計画認定が完了していない。 また、国が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の申請を行い、認定された後に計画認定案を提出することにより、計画認定が完了することにより、認定されたことを前提とした協議会運営や、○国及の事務負担が常態化しており、不適切な事務負担とならざるを得ないことから、○平成30年度から計画認定後の内定通知がなくなったことから、毎年度計画を策定する業務が増えている。○計画認定後の認定及び内定制の復活をお願いしたい。	計画認定手続きが早期化され、事業開始前に認定されることにより、交通事業者において計画に基づく事業としての進捗ができ、協議金が策定された際の効力が発揮されるようになる。また、協議会の運営に関し、計画変更等についての適正な協議、手続きができるようになる。	地域公共交通確保補償金交付要綱第10条第10条	国土交通省	岐阜県	-	宮城県、千葉県、岡山県、愛媛県	○本県においても、認定の通知がないまま補助対象期間に入っており、本県であれば補助対象期間に入る前に運行業者に対し県から通知しなければならないが、国に通知されなかったり、計画認定が完了しないまま補助対象期間に入っていることにより、○本県においても、事業開始後、計画認定の遅延により、認定された後に計画認定案を提出することにより、認定されたことを前提とした協議会運営や、○国及の事務負担が常態化しており、不適切な事務負担とならざるを得ないことから、○平成30年度から計画認定後の内定通知がなくなったことから、毎年度計画を策定する業務が増えている。○計画認定後の認定及び内定制の復活をお願いしたい。	

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
153	災害復旧事業は、箇所数が膨大であることあり、その事業実施の適正化のため、国庫負担法施行令第7条の規定により、災害復旧事業の事業費の決定の基礎となつた設計を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ主要大臣に協議し、その同意を得なければならぬこととされている。設計を変更した結果、著しく改良的になったり、あるいは十分な復旧効果が得られなくなるようでは、決定して復旧工法を決定した意味がなくなるため、「軽微な変更」とされる事由は厳密に取り扱われるべきものであることから、現時点で要件を緩和することは困難である。					<p>【全国知事会】 大規模な噴火・噴き災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続の簡便化など必要な見直しを行うこと。</p> <p>【全国市長会】 復旧事業の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	
159	道路法第92条に基づく不用物件の管理期間は、一般交通の用に適切に供されている道路については、全線として公力の維持を前提とするものであるため、ある程度から道側に一般交通上の法律関係に移行することに問題があり、また実態上も各種の種類の道路として使用される可能性があると及び一般通行人の通行上の便益を考慮する必要があることから設けられた規定であり、管理期間の短縮は必要不可欠である。提案団体は道路としての機能・形態を有しない道路の場合に支障があるとしているが、道路法に基づく道路は一般交通による交通の用に供されることが予定され、道路の機能が失われた道路を道路法上の道路として存続することは適当ではないことから、本来、そのような状況に置かれた場合には道路管理者は速やかに供用禁止の措置を行うことが適当であり、このような速やかな対応が図られれば、提案事例にある支障は生じないものと考えられる。また、道路の機能が失われた状態にある道路については、前述の通り、そもそも道路として存続することが適当ではなく、そのような道路が供用されていることを前提として制度のあり方を論じたことができない。したがって、道路法第92条に基づく管理期間を不要とすることは受け入れることができない。					<p>【全国知事会】 不用物件の管理期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を採択すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	
165	生活交通確保補修補修計画の認定については、各都道府県等協議会から提出があり次第、第2次審議を行っているところであるが、計画の記載内容(補助金の積算等の取り方や計画に添付する説明書等の添付書類等)が非常に多く複雑なため、これを簡易・修正等を各都道府県等協議会に適切に行っていただく必要がある。補助金を含む計画全体の認定作業に相当の時間を要しているところである。いただいた提案を踏まえ、国としても認定手続きの迅速化に向けて検討して参るが、各都道府県等協議会においても記載書類や添付書類等が極力発生しないようご協力をお願いしたい。					<p>【全国知事会】 地方公共団体が補助金を受けるに当たり、補助金額により計画認定が義務付けられ、大きな事務負担を伴っていることは適当ではない。当該補修事業による業務付け・待付けは、廃止又は法律・政令に根拠を置くこととする。また、閉日内の適正な事務手続きを行うこと。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
190	都市計画において引用されている法令の条項は、都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日において有効であるものとして解釈されることから、全項すべしは都市計画の修正を要しないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないと見なされる。また、都市計画を利用する方々への分かりやすさの観点からは、当該都市計画の実質的な変更を行う機会を捉えて、多項すべしを併せて措置していただくことが考えられます。また、実質的な変更を行う機会が想定されない場合は、同様の観点から、告示している都市計画において多項すべしが生じていることを周知することも考えられます。					<p>【全国知事会】</p> <p>所有権を全項すべしによる都市計画の変更という形式上の変更については、他の実質的な変更と併せて行えば良いかのような見解を示しているが、同意を要する協議は必要最小限とすべきであり、法令改正に伴う多項すべしによる都市計画の変更は都道府県知事との協議が不要であることを明確化すべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	
203	<p>○公営住宅法(以下「法」という。)は、住宅に困難な低所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進を旨とした法律であるが、家賃は入居者の収入に応じて決定することとともに、入居者の事情に応じた家賃・敷金の減免措置や高所得者に対する明確な請求等の規定を盛り込んでいること。</p> <p>○この規定を真正に適用するためには入居者の収入を把握する必要があるため、入居者の収入を毎年度事業主体に申告させることとしているが、入居者からの収入申告に全てを要ねることは制度的に困難である。そのため、事業主体が収入申告の真偽を調査する手立てを整備することで収入申告の正確性を担保することとしたのが法第34条の趣旨である。</p> <p>○このように法第34条の趣旨を踏まえ、同条の規定による収入調査の対象は、「低所得者に対する低廉な家賃の住宅の賃貸による国民生活の安定と社会福祉の増進」が趣旨である。この趣旨の下に整備された規定の運用に必要な範囲に限るべきであり、法の目的と無関係な滞納整理業務の効率化という観点から法第34条の規定による収入調査の範囲を拡大することは困難である。</p>	<p>○公営住宅は住宅セーフティネットの核として、住宅困窮者に対し、低廉な家賃で提供される住宅である。この制度の要である家賃算定や減免・取捨選択、収入超過者・高所得者に対する適切な対応には収入申告の正確性を担保する必要がある。故に法第34条の調査権限があると認め、借主・借主の家族の届出のとりまとめを行う必要がある。また、収入超過者・高所得者に対する適切な対応には収入申告の正確性を担保する必要がある。故に法第34条の調査権限があると認め、借主・借主の家族の届出のとりまとめを行う必要がある。また、収入超過者・高所得者に対する適切な対応には収入申告の正確性を担保する必要がある。故に法第34条の調査権限があると認め、借主・借主の家族の届出のとりまとめを行う必要がある。</p>		<p>【静岡県】</p> <p>公営住宅には、入居資格の審査、入居者の収入の把握・家賃決定、収入超過者・高所得者に対する措置、家賃滞納指導などの民間住宅にない業務を行なうが、財源である家賃制度は民間住宅の家賃をベースに設計が行われており、必要な手当てがなされていない。このため業務の効率化の観点から、法第34条の規定の収入調査の範囲を拡大することは必要と考える。また、その対応が困難な場合は、滞納復旧回収効率的に進めるため、公営住宅の滞納復旧回収業務にできる限りの「公費増」として取入ると対応を願う。</p> <p>【神戸市】</p> <p>さらに、公営住宅法第1条にある「この法律の目的」には、「低所得者に対する低廉な家賃の住宅の賃貸による国民生活の安定と社会福祉の増進への寄与」と明記されている。しかし、使用料債権の回収に困難が生じ、事業の運営に支障をきたすことは、低廉な住宅の供給という目的を継続するに当たり、妨げになってしまう。したがって、滞納整理業務の効率化は、法の趣旨とは無関係とは言えないのではないかと、債権確保のための調査権の付与について検討をいただきたい。</p>			

国土交通省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府所	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
204	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	<p>限定特定行政庁に置くことができる建築士資格要件の緩和</p> <p>建築基準法第97条の2により限定特定行政庁が置かれることができる建築士となる場合に限り、二級建築士試験に合格した者であっても建築基準適合判定資格を併せて受験することを可能とすること、限定特定行政庁に置くことができる建築士の資格要件を緩和するよう求める。</p>	<p>本市は、建築基準法第97条の2により建築士を置き、限定特定行政庁として、長期優良住宅着実計画と連動した長期優良住宅又は省エネ住宅等の質な認定住宅の促進、並びに立地適正化計画と連動した居住環境によるコンパクトシティの推進などの施策展開を実施しているとともに、住民に身近な優良建築物の推進・建築明許を実現しており、推進市が行う場合は他に、市間で迅速な対応を行うなど、住民にとって身近な建築行政を実現している。しかし、本市には一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格を併せて受験できる者が4名しかおらず、いずれも中高年の職員で、かつ2名が休用の建築関係業務に就事しているため、建築士として任命されているのは2名のみで、今後の増強が急がれる状況にある。地方では一級建築士資格を要する物件も限定的で建築士の絶対数も少ないため安定的な職守は困難であり、假令二級建築士を雇用できても一級建築士と建築士試験合格までの育成には相当の時間を要する。</p>	<p>今後、限定特定行政庁として存続が困難となると、地域の特性に沿ったまちづくり及び住民に身近な建築行政の実現のため、特に、今後の、自治の規制緩和に伴い、全国的に建築関係等が増大することが見込まれる。限定特定行政庁及びその行政庁が置く建築士の確保の観点から、二級建築士、の養成の確保であることも構想し、建築行政の安全が確保されない範囲内で、限定特定行政庁に置くことができる建築士の資格要件の緩和とすることで、建築士の安定的な確保を図り、身近な建築行政は身近な市町村で対応できる体制を整備・促進し、建築行政の効率的かつ地域に即した執行が可能となる。</p>	建築基準法第5条	国土交通省	掛川市	-	<p>須賀川市、みどり市、松浦市</p> <p>○本市においても、建築基準法第97条の2により建築士を置き、限定特定行政庁として建築行政を行っていることである。しかしながら、建築基準適合判定資格を有する者は3名しかおらず、提案団体と同様人材育成に苦慮している。○本市においても、同様の問題が発生しており、建築士の確保には苦慮している状況にある(現在、建築士1名で対応)。また、現在の建築適合判定資格者検定の試験内容に関しては、建築士との割合に偏る試験内容であり、一部安定的な業務を行政限定特定行政庁の職員においては、実務と兼職した試験内容であることも、資格確保の妨げになっているように思われる。以上のことから、今後の受検資格要件の緩和に限らず、限定特定行政庁の建築士の業務内容に即した建築基準適合判定資格者検定試験および資格(限定建築士資格等)を創設することで、限定特定行政庁の業務内容に沿った建築士(限定建築士)を確保し、これをもって建築士の安定的な確保を図り、身近な建築行政は身近な市町村で対応できる体制を整備・促進し、建築行政の効率的かつ地域に即した執行が可能となることを考える。○本市も限定特定行政庁であるが、一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格を有する者は2名しかおらず、建築士として任命されているのは2名のみであり、今後の増強が急がれる状況にある。二級建築士資格者に対象を拡大することで、限定特定行政庁の存続の危機が回避される可能性が生まれる。また、それにより若手職員の動員づけが得られ、適切な建築行政が実施できる。○本市では、平成29年10月より建築基準法第97条の2により建築士を置き、限定特定行政庁を開設した。開設するにあたり、職員に建築基準適合判定資格がなかったため、外部から資格を有する任期付職員として採用を行った。現在は、建築士3名(うち任期付職員2名)、1級建築士1名の計4名の組織体制であるが、数年のうちに任期付職員の任期切れとなる。限定特定行政庁の開設以来、毎年建築基準適合判定資格者又は1級建築士の職守確保を行っているが、保持するに定いていない。指定職員の確保や、建設業者との技術者採用の機会もあり、地方公共団体において安定的な採用は困難である。○緩和を限定特定行政庁職員に限定するのが課題は多いと思われるが、年々1級建築士の取得が困難になっている一方で、県内の限定特定行政庁(10市)が、資格者の確保について苦慮していることは承知している。個々の限定特定行政庁の判断によるが、要件緩和により安定的な執行が可能になるのであれば、貴として期けるものではないと考える。</p>	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
204	<p>○建築基準適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物が建築基準法第6条第1項の建築基準適合判定に適合するかどうかを判定するために必要知識及び技能について行われるので、受験資格として、一般建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第7条の18第1項の建設検査の業務その他これに類する業務で政令で定めるものに関して、2年以上の業務経験を有することとされている。</p> <p>○二級建築士試験は、高等学校における正課の建築に関する課程において修得する程度の基本知識が、これを用いて通常の水準の建築物や簡単な設計ソフトウェア建築の建築物の設計及び工事監理を行う能力を判定することとされており、建築士法施行規則第12条第1項、一般建築士試験で定められる内容(附規則第11条)とは異なり出題範囲が限定されていることから、一般建築士が建築基準法など建築基準法を基幹として、全ての知識や技術水準を把握しているわけではない。</p> <p>○指定特定行政庁の建築士等が確認審査を行える建築物の範囲は建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物であり(建築基準法第7条の2第1項、同法施行令第148条第1項)、二級建築士が設計等が行うことができる規模の建築物(建築士法第3条第3号の3)の範囲内となっているが、当該規模の建築物であっても、設計に用いる技術基準が二級建築士の修得している技術基準の範囲内である必要はなく、不特定の構造を用いたり、免震構造を用いる等より高度な、一般建築士が修得している技術基準を用いた設計に係る建築物の確認申請が行われる可能性がある。</p> <p>○このような確認申請が行われた場合に、建築士等が二級建築士としての知識や技能しか持たない者であるとする一級建築士が修得している技術基準を持っていないことから、当該建築物が建築基準法関係規定に適合するかどうか正しく判断することが困難となる。</p> <p>○また、建築士等は、申請手続上の理由がない場合には、確認申請を拒否することができないにもかかわらず、一方では、建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを判断することができないことを理由に、實質的には確認申請を拒否したり、未熟な技量の手で、不適合ものを建築基準法に適合すると判断した結果、危険な建築物が完成してしまう恐れが生じる可能性がある。</p> <p>○以上のことから、指定特定行政庁の建築士となる場合であっても、二級建築士試験に合格した者が建築基準適合判定資格者検定を受験することを可能とすることはできない。</p>					<p>○確認審査業務の観点における一次回答の指摘について否定するものではありません。○しかしながら、平成10年の建築基準法改正からの20年を経過し、旧来の指定確認検査機関が最初で確認申請・検査業務を行うことになった成長が顕し、指定特定行政庁の建築基準法における建築士等の役割が民間にシフトしたと捉えられます(全国的に同様)。本市においては、平成20年度の建築確認申請数は全市員数の約1%強と減少が著しく推移。指定特定行政庁の業務自体が変化しと考えます。</p> <p>○現在は、長期優良住宅普及促進法、建築物省エネ法、低炭素化法、建設リサイクル法等の、建築基準法以外に指定特定行政庁に移譲されている業務や市民からの住宅建築相談、指導が業務となっており、これに基づき住宅政策を行っています。今後も地方の指定特定行政庁が建築基準法以外に振興されている業務を定款から職務できるように、本市が抱える具体的な課題事例や制度改正による効果が見られるよう提案を行った旨を、より大局的な視点で御理解いただきたいと思います。</p> <p>○また、一級建築士が習得している技術基準と建築基準適合判定に必要な技術基準が必ずしも同一であるとは言えず、二級建築士でも、建築基準適合判定資格試験に合格してれば建築士等に必要な知識の技術基準は蓄えていると判断でき、一級建築士が資格要件である必要を感じます。</p>	<p>【全国市長会】 慎重に検討されたい。</p>

国土交通省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上等、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
225	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	<p>法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の軽減し</p> <p>国交省が6年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(法特統括調査)」において、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県の別に再委託している事例は国が一括して都道府県に、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直しこと。</p> <p>(都道府県業務) 都道府県の会社法人以外の法人の名簿整備、親先不明法人の住所等の調査、調査票の受付整理(システム入力)等 (国土交通省業務) 会社法人、全国規模の会社法人以外の法人の名簿整備、調査票の発送等</p>	<p>本調査については、都道府県への法定受託事務としているが、経費及び事務本数の面で非効率である。</p> <p>(具体例) ・都道府県は、国の説明会に出発し、都道府県が行う事務の説明を固から受け、その内容を業者に再委託することになる。 ・調査方法の疑問等、業者委託業者から受けた質問について、県は国に対応の対応しており、国の回答がない調査が進行しない。 ・都道府県、国においてそれぞれが、外部委託を行っているが、国が一括で外部委託を行えば、これらの事務が簡便で効率的である。 ・調査票未提出法人に対する督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県が実施することになっているが、調査を受ける法人にとって、調査の実施主体がわかりにくい。</p>	<p>調査実施に係る行政コストの効率化、調査対象法人からの問合せに素早く対応される等の国民利便性の向上等が図られる。</p>	統計法第16条 統計法施行令第4条	国土交通省	栃木県、福島県、群馬県	-	<p>北海道、青森県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、香川県、高知県、熊本県、大分県、九州地方支事会</p> <p>○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国へ都道府県、特に都道府県に事務が集中している国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの問合せに対する回答、都道府県が実施する事務等を省却することができ、業務の効率化が図れる。 国が一括して調査をすることで、特約の支障がなければ、国で一括して調査し、業務効率化を図るべきである。 当団体の場合、採集の効率が低体目となっていることから、専任の事務担当者(限定的小規模の委託法人から様々な質問が当該団体に寄せられるが、国へ改めて質問していたら)、当該団体が国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。 ○都道府県事務は、事務内容(都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備)のみで限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。 【効果】事務手続きの軽減および経費の効率化 【支援事例】 5年に一度実施される調査であり、国では当該調査に係る人員を調査年度に限り確保することには現実的でない。既経年間の業務負担が大きい(後の本業業務に支障が生じかねない)。 調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出後は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせが分りにくく混乱を招く恐れがある。 国が一括して実施する場合は、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先(民間事業者)→国交省という流れで送付されたが、都道府県がつかつかた確認の必要が生じる。 国からの委託について、十分な予算が確保されていない。100年度調査では、国から民間事業者への委託の取組が検討されている。 ○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も国が一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費削減を図ることができ、国では、業務内容の非効率な運用を廃止して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦勞するなど体制及び作業準備整備の負担が大きくなってきている。 「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促だけ都道府県が担当し、国が調査票を発送する。国が調査票を発送し、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくくシステム上において、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○支援事例 1) 国が都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなくなり、経費及び事務本数の面で非効率である。 2) 国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。 3) 調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分りにくくいれられる。 【具体例】 1) 国が一括して作業すれば、都道府県への委託事務的等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する可能性がある。 2) 再委託する委託者の予算不足により前年度事務処理することにより職員負担が増加している。 3) 国が一括して、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人として実施主体が分りにくく混乱を招く恐れが高い。 ○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分りにくい。 【具体例】 法人に調査票を送付するのは、国、問い合わせは国となっている。また、督促について、調査督促を国で、封書・電話督促を県がやることになりわかりやすく(封書等の送達率は県)、混乱、トラブルを招く恐れがある。 非効率な事例となっている。 【具体例】 国で本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないが、都道府県が存在する効果は分らない。 ○本県においても提案自治体と同様の支援事例が発生しており、解消するためには制度改正の必要性がある。 ○本調査については、法人番号制度の導入により国府県が一括公開している法人データが国交省の業務に活用するはずだが、都道府県は平常に業務を執行している。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う事例がほとんどない。 ○国からの委託料が十分に確保されておらず、業務に支障をきたす恐れがある。 入れ業務等事務量が多く、国において一括して外部委託をおこなうほうが効率的である。 ○各都道府県においては、再委託する場合も、非労働職員を雇用する場合も、業者や人材を確保するための苦慮しているため、本調査は国が一括して外部委託を行えば、各都道府県の業務を軽減して効率的である。 ○都道府県への法定受託事務としている明確な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務本数の面で非効率である。 調査手法で国と都道府県で事務分担(例：1回目の督促の実施は国で2回目以降が県)が分かれており、国府県にそれぞれ分りにくい。 当該調査が既に国の制度であることから、その事務業務だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは異なり、その業務のために必要な事務、手配、入札、運営管理運営等を行う職員が確保できなくなっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。 調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分りにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○本県では、本調査業務の非労働職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報流出防止に留意した作業場所の確保等に苦慮している。また、国からの予算措置が十分ではなく、委託の実行は困難となっている。</p>	

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
225	<p>平成5年の第1回調査から業務の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る業務としては、会社以外の法人に係る各業態、調査業の回収及び回収率について、統計法第16条及び同法施行令第4条に基づき、法定受託事務として実施することとしている。</p> <p>平成30年調査における都道府県委託業務は、平成26年調査時に最も負担が大きかった経理調査(回収した調査票の把握(内訳)に対する関係)業務を担う交通省が実施することとし、平成30年調査の企画・設計段階では、第1回から第3回までの得点をすべて都道府県において実施する予定だったが、事務負担を軽減すべく第1回の負担を国土交通省で実施することとした。</p> <p>事務分担の変更は、調査業回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられるが、次回調査に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ、国土交通省の他及び外部に当たって学識経験者等から研究会(平成5年調査から毎年開催)において、都道府県の関与の在り方について検討する。</p>		<p>都道府県が担当する「会社法人以外の法人」の中には、市・町等が所管し、親と関係性が強い法人も含まれている。県の調査担当課が調査にかかわることで、調査業の回収率を上げることに貢献できているのか疑問である。また、調査対象法人から質問があった場合、委託事業者(県・国)と確認することになり、時間を要することから、調査業回収に影響を及ぼすことも懸念される。8月から本格的に調査を開始したが、システムが毎時更新により、県・国・委託事業者間のやり取りも煩雑となっている。</p> <p>調査対象法人及び都道府県双方に負担のない効率的な調査方法となるよう見直しを依頼したい。</p>		<p>【未知数】</p> <p>調査業の回収時における国と県の銀行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって区分けされているだけであり、これを変更することで回収率が下がるかは考え難い。</p> <p>都道府県の関与のあり方について、引き続き検討されるということであるが、法人・土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要が一つに決まらぬのであれば、提案の調査に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。</p>			

国土交通省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<通知共同提案団体及び当該団体等から承された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
257	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	通訳案内士登録業務 通訳案内士の登録の際に提出を求めている書類の見直し	通訳案内士の登録に当たっては、必要書類として、通訳案内士法施行規則第16条において、申請書、健康診断書、合格証書の写し及び履歴書等の提出を義務づけている。このうち、健康診断書については、同規則第17条に規定される「精神の機能の障害により通訳案内士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減する見込まれる者を除く、以下同じ)」とはないことの証明を求めらるものであるが、申請者が医師から専門外の分野であること等を理由に診療を断られる事例が発生している。その他、精神科での受診の要否、定期健康診断書の代用の可否の問い合わせ等、登録申請書類のうち、最も多くの問い合わせが寄せられている。健康診断書については、口述試験において、通訳案内士の認定に必要なコミュニケーションを図るための実践的な能力を判定している点に鑑みれば、登録申請時点で医師による診断を不要としても大きな影響はないものと考えられる。また、履歴書については、登録事務、またそれ以降においても使用されておらず、申請手続において提出させる理由が不明確であり業務上の必要性が乏しいと思われる。以上のことから、申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点に立ち、健康診断書及び履歴書を提出書類から取り除くなど制度の見直しを求める。	通訳案内士登録に係る書類を削減することにより、申請者の受診・診断書の作成、履歴書の作成に係る負担を軽減するとともに、登録業務に係る書類の確認を行う地方公共団体職員の負担を軽減することができる。	通訳案内士法施行規則第16条第2項	国土交通省	関西広域連合	-	長野県、愛媛県、福岡県、大分県	○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、本提案と同様の支援事例がある。 健康診断書については、精神科等での受診の要否等の問合せの多さや、診断書発行費用がかかることを踏まえ、提出は、申請者にとって負担になっている事項であると考える。 なお、履歴書については、理由が不明確なまま提出を求めている状況であり、請求理由が明確にならない限り、提出は不要と考える。 ○県民に配慮のとおり、県民が必要なコミュニケーションを図る実践的な能力があると判断されているのであれば、登録時の医師の診断書の必要性はないと考えている。実際に「改めて医師への診断を求めるとは現実で、遠征の健康診断書の診断結果を欲しい」という問い合わせも併せて受けている。履歴書に関しても登録事務の簡便も、その後も使用することはなく、提出の理由が不明確である。 ○健康診断書について、問合せが多くなることは事実である。口述試験でコミュニケーション能力は十分判定することができ、規則第17条の該当の有無を判断することも可能であると考えられる。 また、履歴書についても作成に時間を要する上、用途が不明確である。両書類を提出不要とすれば申請者の負担減、問合せ数も減となり、それによる問題も発生しないと思われる。 ○本県でも、健康診断書について同様の問い合わせが寄せられており、また、履歴書についても登録事務以降は使用していないことから、制度改正を求めると共に賛同する。
265	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	宅地建物取引士における旧姓使用について	本県としては、男女共同参画の推進と女性の活躍支援を行っている立場であるが、新卒者層が全労や全生等の事務を行っている宅地建物取引士においては、旧姓の使用が認められていない状況で、宅地建物取引士として活躍する方(特に女性の方)の認知によるキャリアの分断が懸念される。他の多くの職業職種(建築士、弁護士等)において、旧姓の使用が認められている状況と比べると、宅地建物取引士においても旧姓使用を可能とすべきである。	宅地建物取引士として活躍する方(特に女性の方)の認知によるキャリアの分断が懸念され、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大につながる。	宅地建物取引士法第14条の10、第14条の11	国土交通省	福井県、二所市、若手組	-	福井市、大阪府	○本市においてもあらゆる分野における女性の活躍を目指し、各種事業に取り組みしており、旧姓の事項に限らず、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大に資する制度見直し等は進めている必要があると考える。 ○当団体においても、制度としてそれほど多いわけではないが、旧姓使用に関する要望が寄せられることがある。なお、旧姓、実名のいずれであっても、決裁者層の観点から、従事先の業者内において、使用を統一することが望ましい。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
257	<p>全国通訳案内士の登録手続きに当たっては、申請者が、通訳案内士法第21条第1項、同法施行規則第17条に規定する登録審査内容に該当しないか確認を行う必要がある。その確認に当たっては、申請者に対して健康診断書の提出を求めることにより、都道府県が迅速に処理することを可能としている。</p> <p>また、貴団体が提案する全国通訳案内士試験での確認については、当該試験に必要な知識や能力を有するか判定することを目指すことを行うものであり、受験者の心身障害について専門的な知識を有する登録審査員が判断することは難しい。</p> <p>さらに、全国通訳案内士試験合格者は、必ずしも合格後直ちに全国通訳案内士の登録手続きを執らない場合もあることから、当該確認行為は、手続時に健康診断書の提出をもって行うことが必要かつ適切な方法である。</p> <p>履歴書についても、申請者が通訳案内士法第4条の欠格事由に該当しないか確認する手段として求められているものであり、当該確認行為は、健康診断書と同様、登録手続き時において行うことが適切であると考える。</p>		<p>健康診断書については、申請者からは、通訳案内士の業務内容が分からないため医師から診察を拒否されたとの声が集まっているところ。また、通訳案内士法施行規則第17条に「通訳案内の業務を適正に行うに当たって」とあることから、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し、業務遂行の可否を判断するに当たっての助けとなるガイドラインの作成など、適切な措置を求める。</p> <p>履歴書については、申請者が通訳案内士法第4条の欠格事由に該当しないか確認する手段として履歴書を提出させることが通訳案内士法に明記されておらず、内閣府が事業追加追加共同提案団体の意見からも、貴省の意向が自治体に伝わっていない可能性がある。また、貴府県のない履歴書により登録を申請する申請者が多いことから、履歴書の提出により第4条の欠格事由に該当するかどうかの判断ができていないため、関係広域連合では当該欠格事由に該当しない等の実情書の提出を求めている。</p> <p>また、個人情報保護法の観点からも、欠格事由に該当しないことを確認すればよく、学歴や職歴等の不要な個人情報収集することとなる履歴書の提出は望ましいものではないと考える。</p> <p>さらに、平成30年1月4日付の観光資源連携推進通知(観光資源連携)では、日本語圏を有さない者の欠格事由に該当しないことの確認方法として、原則、申請者本人に欠格事由に該当しない旨の誓約書を提出させる方法をもってすることと定めている。</p> <p>こうしたことから、履歴書に代えて、関係広域連合で使用している欠格事由に該当しないことの実情書を提出させることを求める。申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点から再検討をお願いしたい。</p>					
265	<p>宅地建物取引業法第35条第4項では、宅地建物取引士は、重要事項説明をするときは、説明の相手方に対し、宅地建物取引士証を提示しなければならないこととされている。</p> <p>これは、都道府県に登録されている宅地建物取引士の本人情報等に照らして宅地建物取引士証に記載されている情報の真正性があることを確認しながら、買主等の消費者に対してこれを必ず提示させることで、宅地建物取引士でない者が重要事項を説明することの危険性を防止するためのものである。</p> <p>このため、当該使用を認めるに当たっては、買主等の消費者保護の観点から、都道府県に登録等を申請する際の内容を見直す必要があるため、都道府県や不動産関係団体との調整を進めつつ、検討する。</p>		<p>本提案を検討するに当たって、都道府県に登録等を申請する際の内容を見直す必要が生ずるとの回答をいただいているが、異体別にどのような点を見直す必要があるのか御指示いただきたくない。</p> <p>なお、本提案は、男女共同参画の推進と女性の活躍支援に関するものであり、他の多くの国家資格(建築士、弁護士等)において、旧規の使用が認められている状況を確認し、前向きに検討したい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	

国土交通省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
287	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除)	法人土地・建物基本法第16条(第2項)「法人土地・建物基本法第16条(第2項)第1号の趣意を有するもの」の趣意を有するもの(農地)の活用促進	国交省が6年ごとに実施している「法人土地・建物基本法第16条(第2項)第1号の趣意を有するもの」の活用促進に関する調査(「法人土地・建物基本法第16条(第2項)第1号の趣意を有するもの」の活用促進に関する調査)について、作業の効率化や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が国に再委託している事例は国が一括して対応すること、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、統計法第16条及び統計法施行令第4条に基づき、以下の区分で調査を行うこととされている。 〔都道府県〕 活動が都道府県内にのみ「(公社)以外の法人」の名称で、管区(2回目・3回目)、既設の回収(実行)が、サークルの(国土交通省) 活動が全国展開している「(公社)以外の法人」及び「(公社)以外の法人」の名称で、その他都道府県が実施する業務以外の業務(支店事例) 民間企業へ委託して実施する業務事例についても、国が事務を行うこととされている事例もあれば、都道府県が事務を行うこととされている事例もあり、国と都道府県でそれぞれ民間企業への委託を行う必要が認められることとしている。都道府県が断片的に事務を行うこととされているため、調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県が分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。 〔非効率となっている具体例〕 別紙のとおり 〔調査対象法人の混乱やトラブルを招く恐れのある具体例〕 別紙のとおり	行政の効率化や調査対象法人の調査における利便性の向上等が図られる。	統計法第16条 統計法施行令第4条	国土交通省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局、大分県)	北海道、青森県、福井県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、香川県、岡山県、高知県	〇法人の整理によって、調査業の受託・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、共に都道府県に業務が集中している。国が一括して調査すれば、都道府県への依頼、委託契約、都道府県からの回答の回収、都道府県が実施する事務等を省却することができ、業務の効率化が図れる。 国が一括して調査することで、特徴的な場合は、国で一括して調査し、業務効率化を図るべきである。 国自体の場合、詳細な実情が把握しにくいことから、専任の事務担当者(限定的規模の委託法人から様々な質問が都道府県に寄せられるが、国へ改めて質問していたら、国自体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。 〇都道府県は、事務調査(都道府県内の社会法人以外の法人の名称)のみで満足し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。 【調査】 続きおよび経費の効率化 【支援事例】 5年に一度実施される調査であり、直では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当員の業務負担が大きい(国の本来業務に支障が生じかねない) 調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査業の提出先は国であり、また調査業の審査は国から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせが分かりにくく混乱を招く恐れがある。 国が一括して調査する場面に比べ、経費及び事務負担が非効率である。例えば、調査業は国交省が発注一調査対象法人→国→再委託(民間事業者)→国交省という流れで進むが、都道府県からも委託先が国交省にあり、国から国への委託先について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国から民間事業者への委託の割合は統計調査と同様である。 〇国は「(公社)以外の法人」の調査を外都委託しており、都道府県に委託している「(公社)以外の法人」も含め一括して委託すれば、事務の効率化及び経費削減を図ることができ、国交省では、業務効率化、非効率職員の雇用、対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。 「(公社)以外の法人」だけ都道府県に割り当てられ、調査業の受付整理や未提出法人への督促だけ都道府県が担当したがる事情が理由で発生している。 都道府県について、国が調査業を受注するが、受け付けは都道府県が、調査業未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人によって調査実施主体がわかりにくいシステムになっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。 〇〔支援事例〕 〔1〕都道府県への法定受託事務としての理由、必要性がなく、経費及び事務負担の面で非効率である 〔2〕国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。 〔3〕調査が国と都道府県で事務区分が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。 【上記の具体例】 〔1〕国が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労する。 〔2〕調査を受ける法人からの予算不足により前年事務処理することにより職員負担が増加している。 〔3〕督促について、1回目を国交省が、2回目以降は都道府県が実施しているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れがある。 〇国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人によって実施主体が分りやすくなる。 【具体例】 法人は調査業受託するのは国、問い合わせは国についても、また、督促について、調査督促を国で、封書・電話督促を国がやることになりわかりやすく(封書の送達方法は国、混乱、トラブルを招く恐れがある。 非効率な業務となっている。 【具体例】 国で本調査も民間にも委託し、都道府県も再委託して民間委託を行っていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないかと、(都道府県が分任する効果)が分らない。 〇年に1回の統計調査のため国から委託される当該事務は、事務量が膨大であり、限られた職員での対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国からの予算も限られていることから、委託事業者を見つけることが困難な状況である。また、各都道府県においては、人札や契約、調査業の受託、国や事業者との連絡調整に苦慮するなど、非効率な状況があることから、国が一括して外部委託することにより都道府県の業務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。 〇本調査業務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っているが、事務手続き上非効率が生じている。 法人番号制度については、法人番号制度の導入により届出が一般公開している法人データが国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に登録簿法人については、文字情報で公開しており、各庁事務を都道府県で行う具体的なメリットがない。 〇都道府県への法定受託事務としての明確な理由及び必要性が提出せず、経費及び事務負担の面で非効率である。 調査手法で国と都道府県で事務区分(例：1回目の督促の実施は国で2回目以降が国)が分かれており、回答する法人には分かりにくい。 当該調査が年に1回の頻度であることから、その事務実施のための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは考え、その業務のために必要な職員、手配、人札、委託管理業者を7月職員負担の割合で国が持つことになる。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、国が分任する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。 調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県が分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
287	<p>平成5年の第1回調査から業務の一部を都道府県で実施しており、平成30年調査に係る業務としては、会社以外の法人に係る調査、調査票の回収及び回収率等について、統計法第16条及び同法施行令第4条に基づき、法定受託事務として実施することとしている。</p> <p>平成30年調査における都道府県委託業務は、平成26年調査時に最も負担が大きかった経理業務を(併せて調査票の記載内容)に対する業務に引き継ぎ実施することとし、また、平成30年調査の企画・設計段階では、第1回から第3回までの得票をすべて都道府県において実施する予定だったが、事務負担を軽減すべく第1回の調査を国土交通省で実施することとした。</p> <p>事務分担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられるが、次回調査に向けて、平成30年調査の調査票の回収状況や結果も踏まえ、国土交通省内部及び外部に設置した学識経験者等から成る研究会(平成5年調査から毎年開催)において、都道府県の関与の在り方について検討する。</p>		<p>1 調査体制に係る国交省の基本的な認識について 国交省の今回の企画において「事務分担の変更は、調査票回収率への影響も想定されることから、引き続き都道府県による一定の関与が必要と考えられる」とあるが、都道府県の関与と回収率との間にとどのような関係があるのかについては明らかにされていない。回収率の向上を理由とするのであれば、補足資料①に掲げる点を踏まえながら、その判断の根拠を具体的に示してほしい。</p> <p>2 国土交通省内部及び学識経験者等から成る研究会での検討の方向性及びスケジュールについて 第三者である研究会においては、「都道府県の関与ありきとして事務分担のあり方だけを議論するのではなく、1で前述したとおり「都道府県の関与と調査票回収率との関係」について国交省の認識(詳細が正しいかどうかを予一がに基づいて検証し、客観的に議論すべきである。この点について、国交省の考えを示してほしい)。</p> <p>また、各都道府県においては、次回調査における成人名簿整備を2022年度に実施することになるが、調査票の準備を2021年7月頃から着手する必要がある。都道府県の予算措置に間に合うよう、国交省・研究会における検討の大きなスケジュールを示してほしい。</p>		<p>【要知照】 調査票の回収時における国と県の銀行の事務分担は、調査対象が会社法人であるか等によって区分けされているだけであり、これを変更することで回収率が下がるかは考え難い。都道府県の関与のあり方について、引き続き検討されるということであるが、法人・土地・建物基本調査における都道府県の関与の必要性が十分に示されていないのであれば、提案の趣旨に沿った都道府県事務の見直しをしていただきたい。</p>			

国土交通省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承認された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
289	目 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域の実情に応じてコミュニティバス等の内理導入を可能とする制度構築	人口減少等の進展により、コミュニティバス等は地域公共交通として主要な地位を占めるようになりつつあるが、法令上は従前のまま補助的かつ個別対応の交付金のままとされ、その活用が未定維持される範囲は広く限定されているため、関係する法規制を機動的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の持続可能な制度を構築することが必要である。	区域運行バス等として運行するコミュニティバス、自家所有貨物客運等について、人口減少等の進展により、地域公共交通として主要な地位を占めるようになりつつあるが、法令上は従前のまま補助的かつ個別対応の交付金のままとされ、その活用が未定維持される範囲は広く限定されているため、関係する法規制を機動的に見直し、地域の実情に応じた地域交通の持続可能な制度を構築することが必要である。	コミュニティバス等の制度上の位置付けを見直し、地域の実情に合った地域公共交通を円滑に導入することによって、地域公共交通の充実が図られ、住民の利便性が向上すると、さらには地域公共交通利用者増加が期待され、地域公共交通の維持・増進につながる。	道路運送法第78条 道路運送法施行規則第36の3 道路運送法施行規則第45条 「地域公共交通条例に関する国土交通省としての考え方について(平成30年3月30日自動車局長通知)」 「市町村運営貨物客運の営業に関する取組方針について(平成30年3月30日自動車局長通知)」 「公共交通空白地帯等運送の営業に関する取組方針について(平成27年3月30日自動車局長通知)」 「自家所有貨物客運に係る取組方針について(平成28年3月31日自動車局長通知)」 「道路運送法第3条第1項第1号」 「一般貨物客運自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更取組の取組事項について(平成28年2月9日自動車局長通知)」 都計計画第3号 都計計画第3号 都計計画第3号	国土交通省	国土交通省 全知事会、全国市長会、全国町村会	別紙あり	山形市、塩谷町、赤松市、大野市、山形市、喜多市、油田市、鳥海町、鳥根橋、安積町、宮崎市、十日町市	<p>○タクシー事業者、鉄道路がない町において、公共交通機関は、主要道を走る路線バスのみで、ほとんどの地域が交通空白地域である。そのため、交通空白地帯を確保している一部路線バスと重複した運行ルート等があり導入に苦慮している。</p> <p>○交通空白地の明確な分類制はなく、各地の実情に応じた制度改正を望む。</p> <p>○人口減少や高齢化等の影響により、公共交通に関する住民ニーズは多様化しているため、従来の運送業だけでは対応できない。そのような状況から行政が運営するコミュニティバスや福祉等の有償運送に関する規制緩和や対象事業の拡大に関する制度改正が必要である。ただし、制度改正に伴い交通事業者の収益に悪影響を及ぼす可能性があるため、その点には十分配慮することが必要である。</p> <p>○本市は、北東から南西にかけて細長い地形をしており、町等の東西部では500m級の山が連なる山間地となっている。</p> <p>現在本市では、3事業者5路線の長間バスが運行しておりますが、全て北東→南西の「縦方向」に運行する路線となっています。そのため、横方向への移動が困難であるため、路線バスを確保するために民間運行のデマンドバスを市内全域で運行しています。</p> <p>しかしこのデマンドバスはあくまでも路線バスを補完する役割を担っているのみで、路線バスに代替するものではありません。そのため、比較的短距離の移動には、デマンドバス一つでは足りず、先に述べた通り、市を横断する場合は、路線バスの確保が不可欠な課題です。デマンドバスは民間個人に乗り入れる必要があります。</p> <p>市としては、民間路線バスの事業者と共に市内公共交通を確保・維持していくために路線バス・デマンドバスの相互で使える路線の維持を行い、利用者の負担を減らすよう努めていますが、市民から、市の予算を使ってなぜ利便性の高いバスを走らせているのかという声も上がっています。</p> <p>コミュニティバスの導入に関するガイドラインを策定しないよう求められています。「路線バス」の認定・定章について見直しを行い、地域の特性に応じた地域交通の導入が図れるよう規制を改正していただきたいと考えています。</p> <p>○自家所有貨物運送が「交通空白」に認められなければならないことから、「交通空白」の区域外にある商店や商店に直接移動できないのは不便と、地域住民から意見を聞いている。</p> <p>制度の構築にあたっては、既存の事業者の経営への影響も考慮する必要がある。</p> <p>○一般乗合旅客自動車運送事業による350人未満の貨物運送は「道路運送法第82条」により許可不要とし認められているが、自家所有貨物客運による貨物運送を行う場合には、「自家所有貨物客運を営む者の登録事項」における「貨物客運の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可」に係る取組について(国土交通省412号)国土交通省172号平成26年6月15日付通知に基づき、許可が必要となっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域の住民に供した貨物運送サービスと類似・類似が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業者がいない運送を営む地域に限るものとし、運輸支庁及び、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流状況、住民の貨物運送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。</p> <p>現在、家内町の町において、バス事業者の生産性向上のため顧客バスを使用した貨物運送の取組を検討しているが、弊害の一つとしては、運賃を安く地域の事業者が認められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野郡内34社(一般貨物自動車運送事業者)は、軽貨物自動車運送事業者(注)とそれらから支障がないかについて確認する必要があるが、当該事業者がなかなか進まない。</p> <p>○中山間地では、市街地と比べ、少子高齢化による人口減少が顕著となっている。併せて、路線バス利用者も減少しており、赤字運行が深刻化している路線が毎年増え続けている一方で、バス事業者においては赤字運行となっている路線の減便や運行休止等の見直しが進んでいる。</p> <p>市としては、地域住民の生活交通としての移動手段確保、交通空白地の解消として、市営バスや予約乗合タクシーによる代替運行を行っているものの、運転手不足・高齢化などにより事業採算性の確保や運行計画の確保が難しい状況である。</p> <p>市内各地で民間施設等が運行している無料送迎バスは、貸切バスとしての運行となっており、地味と当該施設のみが主となっている。有償かつ当該施設からの運行を行う場合、一般乗合旅客運送事業の許可が必要となるうえ、既存の路線バスとの競合という問題もあることから、導入が難しい状況である。</p> <p>運賃不足、交通空白地帯を解消するために民間施設等が運行している無料送迎バスについて、地域の状況に合わせた一般乗合旅客運送事業として許可される制度改正を望む。</p> <p>路線バスの運行廃止となる地域において、代替手段として市営バス等の整備を進める際、「路線バス」が問題となっている。</p> <p>山間地域から市街地まで運行する路線において、路線バス路線と重複する部分については、乗客の多い少ないにより「路線バス」に当たるとして、バス事業者やタクシー事業者からの了解が得られない。路線バスの廃止を望むとして、競合による乗り継ぎの不安が、そもそも市営バスや予約乗合タクシーの主たる利用者は高齢者であり、乗り継ぎに対して不安や慣れ、さを抱く方が多い。結果として、利用者が少なくなることが予想されることから、地域の現状を考慮した上で、路線バスについて詳細な調査を望む。</p> <p>○利用者の減少により、主に生活バス支線の線数が減っている。このため、市町が代替交通手段としてコミュニティバスを運行する路線数が多くなっていることから、今後、内閣府が導入を促す制度の構築が必要である。</p>

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
289	別紙2関係 他人の需要に並び、害費で、自動車を使用し貨物を運送する事業を行う場合には、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から許可が必要となっている。自家用有償客運事業による車賃及び利用者の負担の軽減から許可が必要としている。自家用有償客運事業者による貨物の運送については、上記の観点から原則として認められず、地域の既存の貨物自動車運送事業者の必要性によっては当該地域の住民に貨物運送サービスを提供(便益)が期待できるなど公共の福祉を確保する必要性を有する場合には、許可を受けた場合に限り、申請して認められている。その際、輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から問題がないかを申請ごとに確認する必要があるため、許可を不要とするには困難である。		今回の提案は、コミュニティバスとして活用が求められる区域運行や自家用有償客運等が、制度上路線バスに比べて例外的な地位づけとされていることにより生じる不合理的な差別の解消を求めたものである。所管府県からの一次回答は現行制度を是として回答を検討されているが、再検討した制度の見直しを行うよう求めるものである。 (個別の提案に関する具体的な見解は別紙のとおり) 自家用有償客運による少量貨物の運送(別紙2関係)については、市町村がコミュニティバス等を受託する場合、兼営バスとしてバス事業者が運行すれば少量貨物運送の許可を得ることは可能である一方、バス事業者が運行し、自家用有償客運事業者は、運行する際に許可の発令となる。兩者ともに実質的にバス事業者が貨物輸送を行っているという実態は同じであり、一定の許可や運送許可が不要とする方が輸送の安全の確保及び利用者利益の保護の観点から、兩者の差別的な合規性を脱却することは妥当ではない。 市街化調整区域における車庫等の開発許可対象の除外(別紙2関係)については、許可形態が区域運行等であっても、過疎地等の住民ニーズにより柔軟に対応するための形式的に区域運行等の形態をとっているものであり、実態はコミュニティバスとして路線定期運行と同様に運行ダイヤや運行ルートが定められている。それは、実態上、路線定期運行と差異は認められないことから、兩者を異なるものとして取り扱うことには合理性がない。 区域運行や自家用有償客運等について時代の変化に即した法律上の位置づけがなされることにより、地域の発展に合った最適な地域公共交通の導入を促すとともに、多様な選択が認められることで自治体の調整機能が十分に発揮されることを目指すものである。	有		【全国知事会】 【重要事項42】 自家用有償客運事業者等については、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されていることから、提案団体の提案に沿って、地域の実情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とするべく、実態として一乗合旅客自動車運送事業者と類似して運行している場合が多いことを踏まえ、改めて許可や合意を必要とするものの妥当性について検討すべきである。 【重要事項43】 過疎地等の住民ニーズにより柔軟に対応することが可能な運行形態として、地域交通の確保等の観点から重要な地位づけを有する路線不定期運行及び区域運行について、これらの運行形態に係る建築物の設置についても、その公益性の高みに鑑み、開発許可を不要とするのが可能ではないか。 【重要事項44】 路線定期運行の場合に運行ルートが明確に定められ、区域運行の場合は、運送又は路線定期運行と同様に運行ダイヤ・運行ルートが定められている場合があることを踏まれば、路線不定期運行・区域運行の場合について、路線定期運行と区別して、立地の任意性を理由に、開発許可の対象から除外できないとする合理性はないのではないか。	

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
296	開発行為において、公園等の設置を求めているのは、良好な住環境の形成や防災上の見地から開発区域内の利用者にとって必要な最低限の公共空地を確保するためであり、また、開発行為完了後も適切に管理される必要があることから、原則として市町村の管理に属するものとしている(都市計画法第39条)とある。このような趣意を踏まえ、提案団体が所しているような田畑は、一般的には公共空地としての役割を果たし得ず、民有地であることから開発行為完了後も周辺に存在し続けることが担保されていないことから、開発区域の周辺に単に田畑が存在することをもって、公園等の設置を不実とするは適当ではない。	良好な住環境の形成や防災上の見地から必要最低限の公共空地を確保する必要性は否定しないが、住民にとって利用価値が低く、また、自治体、住民とも維持管理に苦慮する小規模な公園等が多数設置されている現行制度を正當化し、その維持管理費用について、住民の負担を求め続けることが困難となっている。そもそも、本提案は、開発区域周辺に単に田畑が存在することのみを前提とするものではない。現に追加提案団体の支援事例として、開発区域に隣接して緑地帯が存する場合や産した学校跡地を公園等として新たに整備する場合等も示されている。良好な住環境の形成や防災上の見地から必要最低限の公共空地を確保するために、これらの支援事例を十分に考慮した上で、提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【山谷市】 開発地が民有地であるケースに限らず、都市計画法施行令第25条第1項第6号に則ると、小規模多数の公園緑地が確保され、本来の目的である「適切な公共空地の確保及び管理」が困難であることから、緩和の措置を検討していただきたく、要望するものである。	【全国知事会】 公園等の設置については、公共空地に固執するなど大都市圏を念頭に置いた全国一律の基準等が法令等により定められていることから、多くの自治体から支援が注しているとの意見が出されている。このため、地域の実情に応じて判断できるよう、積極的な検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。				